

厚生常任委員会資料

令和6年7月17日

福祉保健部

【その他報告事項】

- 1 令和5年度児童相談所における児童虐待相談対応件数
3 - 6 ページ

- 2 令和5年度ヤングケアラーの実態に関する調査の実施状況
7 - 15 ページ

その他報告事項

令和5年度児童相談所における児童虐待相談対応件数

こども家庭課

1 児童虐待に関する相談対応件数

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
<88.3%>	<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>	<88.7%>
631	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

相談対応件数とは、令和5年度中に児相が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数である。

(参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
<118.7%>	<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	<105.5%>※	未公表
122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170※	

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

※R4は速報値

その他報告事項

2 虐待の経路別相談件数

(注) 上段 () 内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族						計	親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員
	虐待者本人			虐待者以外							
	父親	母親	その他	父親	母親	その他					
(100%)	(0.2%)	(0.8%)	(0.0%)	(0.6%)	(1.5%)	(1.1%)	(4.1%)	(1.0%)	(10.5%)	(0.9%)	(0.1%)
1,791	3	15	0	11	26	19	74	18	188	17	2

警察等	都道府県		市町村			医療 機関等	児童福祉施設等		学校等		その他
	児童 相談所	その他	福祉 事務所	保健 センター	その他		保育所	その他	学校	その他	
(52.1%)	(5.8%)	(0.2%)	(10.4%)	(0.1%)	(0.7%)	(1.2%)	(1.3%)	(0.7%)	(7.7%)	(0.2%)	(2.8%)
933	104	4	187	2	12	22	23	12	138	4	51

(注) 都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。
 都道府県の「その他」は、福祉事務所など。
 市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。
 学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

その他報告事項

3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
5 年度	(100.0%)	(22.8%)	(2.1%)	(16.1%)	(59.0%)
	1,791	408	37	289	1,057
(参考) 4 年度	(100.0%)	(25.3%)	(1.2%)	(18.0%)	(55.4%)
	2,019	511	25	364	1,119

(虐待の定義)

- 身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど
- 保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど
- 心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

4 主な虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%)	(45.6%)	(7.4%)	(44.1%)	(0.3%)	(2.6%)
1,791	817	132	790	6	46

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

その他報告事項

5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%)	(20.9%)	(25.1%)	(33.9%)	(13.3%)	(6.7%)
1,791	374	450	608	239	120

6 相談対応件数の現状分析

令和4年度の2,019件をピークに、高止まり傾向が続いている。

その理由としては、児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことが考えられる。

7 今後の対応

多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応するため、引き続き児童相談所の体制強化を進める。

併せて、現在13市町村が設置している「こども家庭センター」（全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う）について、全市町村への設置を促すことにより、県全体の児童虐待防止体制の強化を図る。

令和5年度ヤングケアラーの実態に関する調査の実施状況

こども家庭課

1. 調査概要

(1) 目的

ヤングケアラー支援の関係機関に対する調査の実施により、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図ることで、本県のヤングケアラー支援を推進する。

(2) 対象

ヤングケアラー支援に携わる可能性のある県内の関係機関等（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、子どもの居場所支援事業所、市町村社会福祉協議会、精神保健福祉士）

(3) 方法

PC、タブレット、スマートフォンの通信端末を用いたWeb又は紙媒体での回答

(4) 期間

令和5年11月24日～令和5年12月25日

(5) 回答数

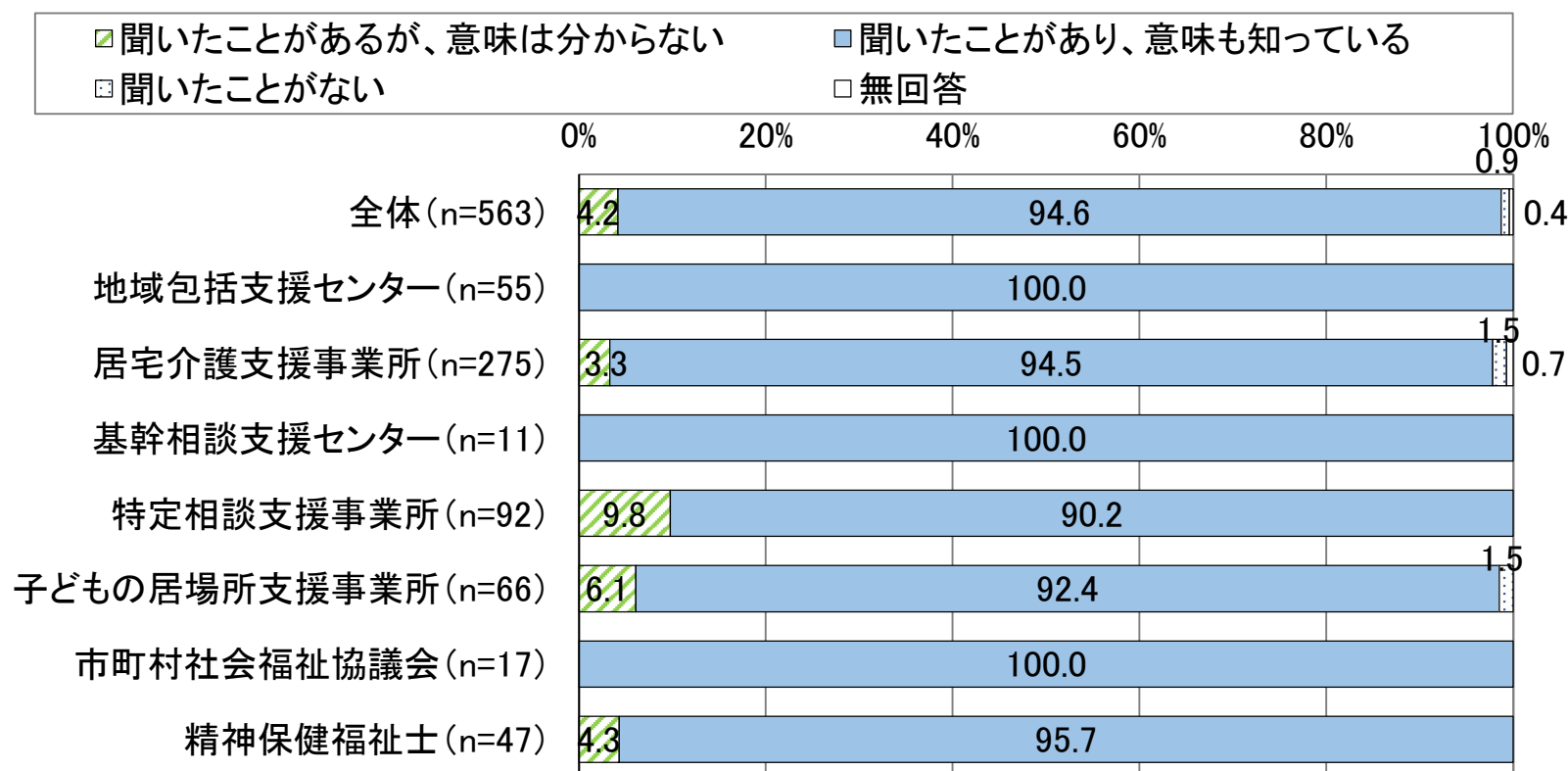
	配布数	有効回答数	有効回収率
地域包括支援センター	66件	55件	83.3%
居宅介護支援事業所	421件	275件	65.3%
基幹相談支援センター	16件	11件	68.8%
特定相談支援事業所	145件	92件	63.4%
子どもの居場所支援事業所	106件	66件	62.3%
市町村社会福祉協議会	26件	17件	65.4%
精神保健福祉士	105件	47件	44.8%
合計	885件	563件	63.6%

その他報告事項

2. 関係機関等を対象としたヤングケアラー実態調査の結果

(1) ヤングケアラーの概念の認識

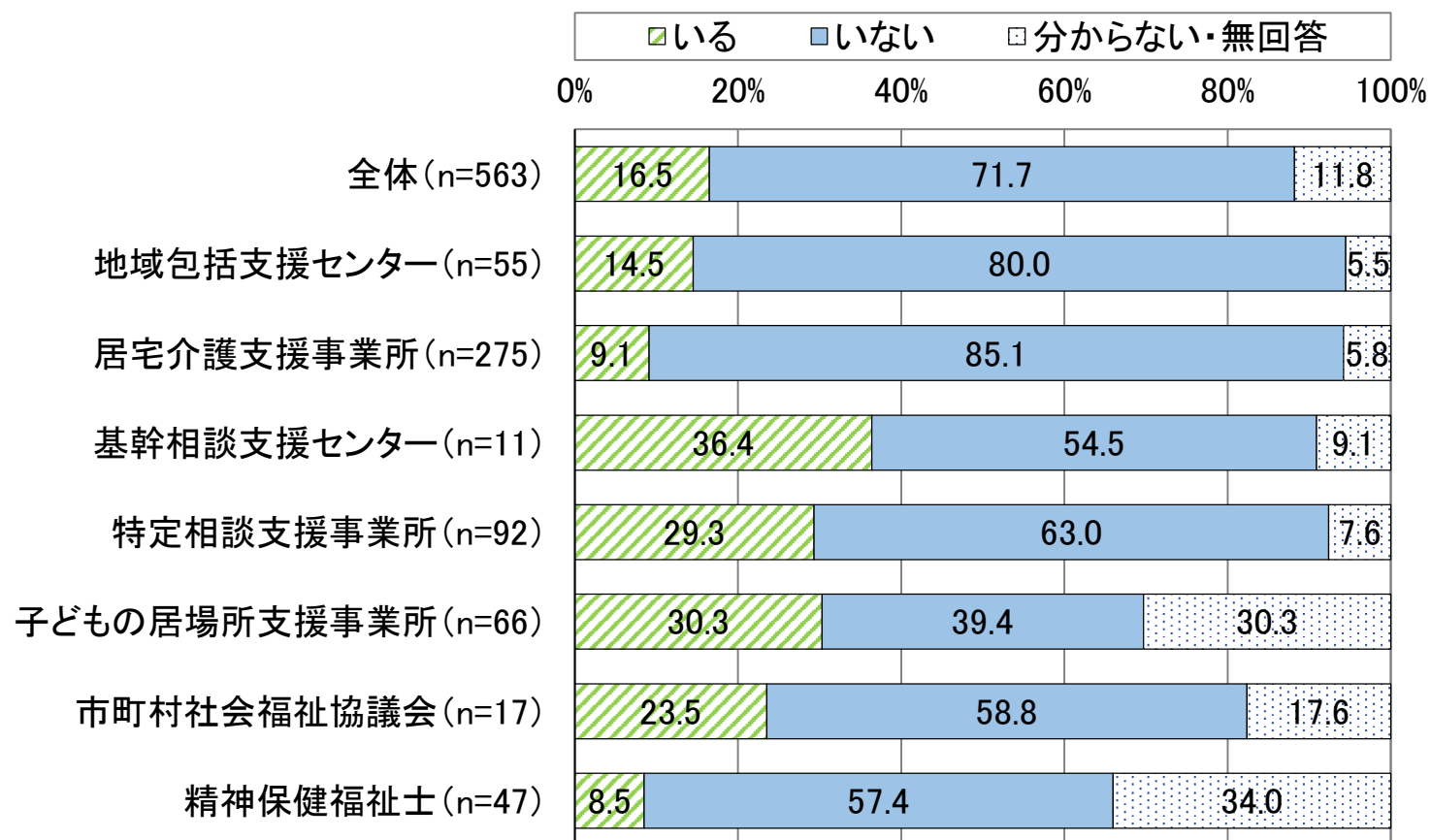
ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、「聞いたことがあり、意味も知っている」が全体の94.6%となっている。



その他報告事項

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いる」が16.5%となっている。



その他報告事項

(3) ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した団体にケース件数について聞いたところ、合計のケース数は、176件となっている。

【ケース件数毎の数】

	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	9 件	12 件	ケース数 の合計
全体(n=92)	54	20	8	4	3	1	1	1	176件
地域包括支援センター(n=8)	5	2	0	0	1	0	0	0	14件
居宅介護支援事業所(n=25)	19	3	1	2	0	0	0	0	36件
基幹相談支援センター(n=4)	1	0	2	0	0	0	1	0	16件
特定相談支援事業所(n=27)	14	7	4	1	1	0	0	0	49件
子どもの居場所支援事業所(n=20)	12	5	1	1	0	0	0	1	41件
市町村社会福祉協議会(n=4)	1	1	0	0	1	1	0	0	14件
精神保健福祉士(n=4)	2	2	0	0	0	0	0	0	6件

その他報告事項

(4) ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

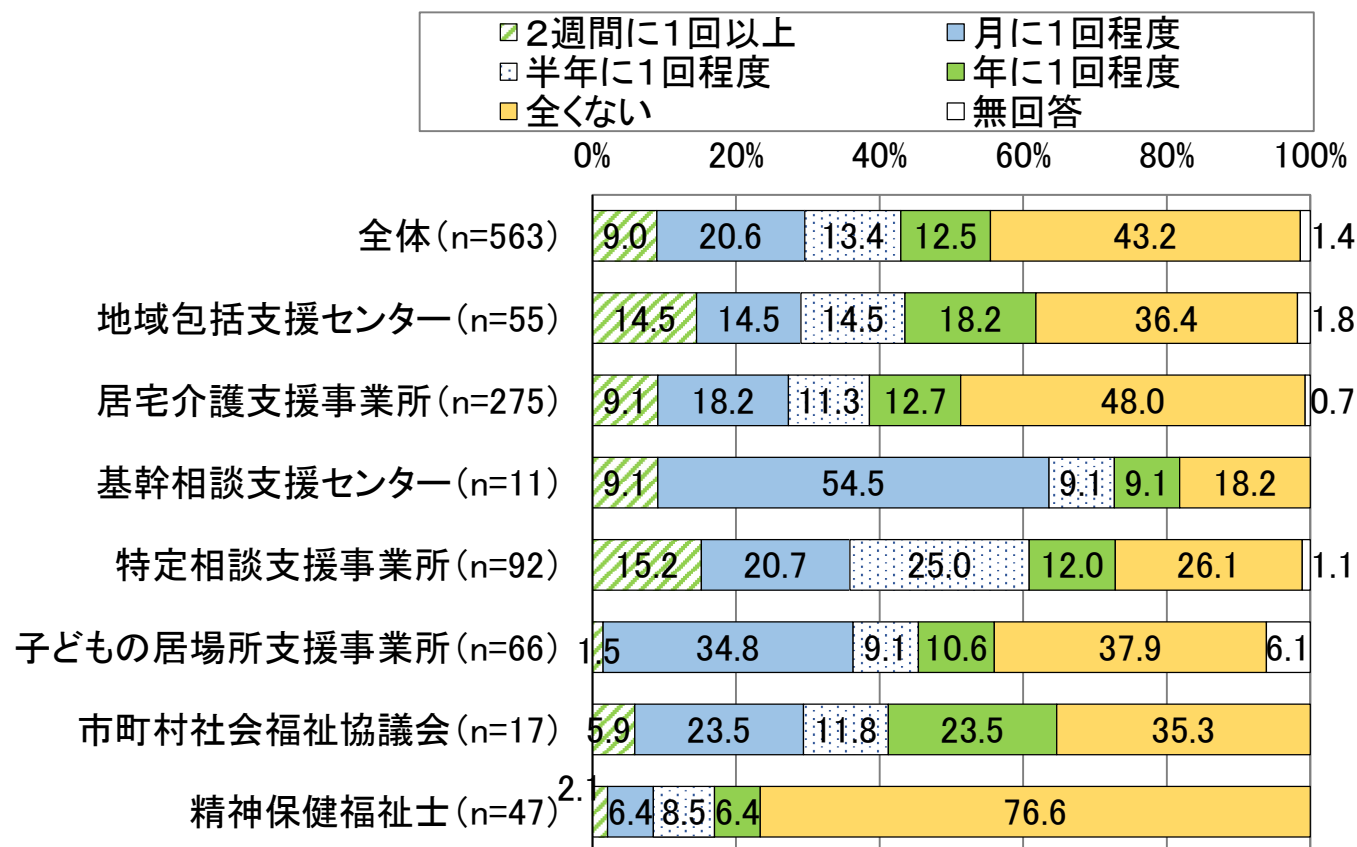
ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体の主な理由

- ・ 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい 78.8%
- ・ 団体において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している 13.6%
- ・ 他の業務を優先するため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる 13.6%

その他報告事項

(5) 会議等でヤングケアラーを含めた家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含めた家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が43.2%と最も多く、次いで「月に1回程度」が20.6%、「半年に1回程度」が13.4%、「年に1回程度」が12.5%、「2週間に1回以上」が9.0%となっている。



その他報告事項

(6) ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いた結果

- ・ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供） 73.5%
- ・ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う 55.9%
- ・ヤングケアラーやその家族に助言する（行政サービス等の情報の提供など） 55.5%
- ・団体内の職員にヤングケアラー関連の研修等への参加を促す 49.0%
- ・他機関からの依頼によりヤングケアラーやその家族の見守りを行う 38.0%

(7) ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関を聞いた結果

- ・市町村 83.1%
- ・社会福祉協議会 65.0%
- ・民生委員・児童委員 56.9%
- ・障がい者支援関連事業所 43.6%
- ・教育委員会（学校、スクールソーシャルワーカー等含む） 43.1%

その他報告事項

(8) ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うことについて聞いた結果

- ・ 子ども自身が自身の状況を問題として認識していない（支援を求めない・同意しない） 71.4%
- ・ 家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない 70.8%
- ・ ヤングケアラーを支援する社会資源がわからない 52.0%
- ・ ヤングケアラー支援の窓口がわからない 50.1%
- ・ どのようなケースをヤングケアラーとみなすか判断が難しい 36.6%

(9) ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いた結果

- ・ 支援制度の紹介・周知 77.2%
- ・ 支援機関向け研修の開催 55.7%
- ・ 相談窓口の増設 51.8%
- ・ ガイドラインやアセスメントシートの提示 45.5%

3. 今後の対応

今年6月に、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努める対象に、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」として、ヤングケアラーが明記されたところであり、今回の調査結果等も踏まえ、以下のとおり取り組むこととする。

○ 取り組み内容

- ・ 福祉・教育関係者に向けたヤングケアラー支援に関する研修
- ・ 「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」による啓発・相談（ヤングケアラーコーディネーターの活用）
- ・ 令和6年度県民向けのヤングケアラー実態調査
- ・ 市町村（こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会）による支援
- ・ 宮崎県ヤングケアラー支援推進検討委員会開催